

## [議題 5]

## 消費生活課の移転について

## [質問の具体的内容]

消費生活センターは、出先機関として橋本と大野南、相模原にあるが、その本課である消費生活課が従来の市役所本庁舎内から橋本へ移転した。消費生活課が橋本に移転したため、消費生活課を窓口としている消費者団体は、活動の度に橋本まで行かなければいけない事態が起きている。南の一番端から橋本まで行くのに車でも約1時間かかる。どうしてそうなったのか。

相模原麻溝公園で地域の団体がお祭りを行うため、市の後援をいただいていたが、昨年、消費生活課が橋本へ移転したため、後援なしで貸していただくように公園課に申請した。そのときは申請できたが、今年度は市の方針が変わり、いろいろな団体には貸せないの、市の後援をとってほしいと公園課から言われた。窓口が消費生活課なので、橋本まで手続きに行き、2回ほど往復したが、また報告に橋本まで行かなければいけない。

南の住人としては非常に不自由なので、消費生活課を市役所本庁舎に戻すことはできないか。

## [回 答]

- ・ 消費生活課は、消費者被害に遭わないよう啓発活動を行っており、消費生活センターは、万が一消費者被害に遭ってしまった場合、被害に遭った方の相談を受けている。
- ・ 消費生活課が市役所本庁舎にあり、消費生活センターが駅のそばと南合同庁舎にあったため、消費生活課と消費生活センターは離れていたが、本来的に2つは連携を図る必要があり、また、類似した事務を行っているので、接近していた方が良いということがあった。
- ・ 3箇所ある消費生活センターの中で、駅に近い方が利便性が高いため、相模原と橋本が候補地になった。
- ・ 相模原と橋本を考えたとき、合併を控えており、市域の中心的位置の方がよいということが1つ選択肢としてあった。
- ・ また、橋本に空いているスペースもあったので、移転を行った。
- ・ 消費生活団体連絡会等の会議については、従前から橋本を利用していたので、同じ場所で支障がなく、また、後援については、わざわざ橋本まで来ていただかなくても、南消費生活センターへ後援依頼をお持ちいただければ、庁内的にメールで橋本の消費生活課へ送ることができる。
- ・ 直接消費生活課へ来ていただかなければいけない業務は、それほどないと思われる。
- ・ 3箇所ある消費生活センターは同じような仕事をしているので、そちらに行っていただければ、あとは様々な手段で情報のやりとりはさせていただく。(消費生活課)